

◎入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和3年10月11日

茨城県道路公社理事長 鯉淵宏一

1 入札に付する事項

(1) 調達物件及び数量

道路パトロール車 1台（詳細は、入札説明書及び入札物件仕様書のとおり）

(2) 賃貸借期間

登録年月日から7年（長期継続契約）、ただし令和4年度以降の予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(3) 納入場所

茨城県土浦市中高津3-11-5（茨城県土浦土木事務所）

2 担当部局

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25

茨城県道路公社総務部総務課 担当 穴戸

電話番号 029-301-1131 FAX 029-301-1140

3 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、大分類「19リースレンタル」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること及び入札物件仕様書の特記事項を含むメンテナンスリースを行っていることを証明した者であること。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 茨城県内に本店又は支店（営業所）があること。

4 入札説明書、仕様書及び契約書（案）の交付期間及び交付場所等

(1) 入札説明書、仕様書及び契約書（案）の交付期間

入札公告の日から令和3年10月22日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札説明書、仕様書及び契約書（案）の交付場所及び問合せ先 2の担当部局

5 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。共通様式）に3(4)から(8)までに係る証明書等を添付して提出するとともに、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出方法

書面を直接持参するものとし、郵送、電報又はファクシミリによる提出は認めない。

(2) 提出期限

令和3年10月22日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

2の担当部局

(4) 確認結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和3年10月26日(火)午後5時までに、審査結果通知書を発行する。

なお、入札参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

書面を直接持参するものとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

(2) 入札書の提出等

ア 入札書の提出日時

令和3年11月2日(火)午後1時30分

イ 入札書の提出場所

茨城県水戸市笠原町978番25 茨城県道路公社会議室(開発公社ビル6F)

ウ 開札の日時

上記アに同じ

エ 開札の場所

上記イに同じ

(3) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(5) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

7 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

- ク 代理人が委任状を持参しないとき
- ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき
- (2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載した者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (4) 入札時点において3に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約書作成の要否

要

10 詳細は、入札説明書による。

11 その他

- (1) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

◎ 入札説明書

茨城県道路公社が貸借する物品に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告の日 令和3年10月11日

2 入札に付する事項

(1) 調達物件及び数量

道路パトロール車 1台（詳細は、入札物件仕様書のとおり）

(2) 賃貸借期間

登録年月日から7年（長期継続契約）

(3) 納入場所

茨城県土浦市中高津3-11-5（茨城県土浦土木事務所）

3 担当部局

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25

茨城県道路公社総務部総務課 担当 穴戸

電話番号 029-301-1131 FAX 029-301-1140

4 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、大分類「19リースレンタル」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること及び入札物件仕様書の特記事項を含むメンテナンスリースを行っていることを証明した者であること。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 茨城県内に本店又は支店（営業所）があること。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 一般競争入札参加確認申請書（以下「確認申請書」という。共通様式1）に次の書類を添付し、直接持参のうえ提出すること。
 - ア 上記4(4)及び(5)に係る証明書(共通様式2～3)
 - イ 上記4(6)から(8)に該当しない申出書(参考資料1)
- (2) 提出期間
入札公告の日から令和3年10月22日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出場所
上記3に同じ
- (4) 審査結果通知書は、次により交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼付した封筒を添えて申請すること。
 - ア 交付日時
令和3年10月26日（火）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 交付場所
上記3に同じ

6 入札説明書又は仕様書に関する質問

(1) 本書又は別紙仕様書に関する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。

ア 提出期間

入札公告の日から令和3年10月15日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記3に同じ

ウ 提出方法

質問書を持参又はファクシミリにすること。（様式は任意）

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、次により交付する。

ア 交付日時

令和3年10月19日（火）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

上記3に同じ

7 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

書面を直接持参するものとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

(2) 入札書の提出等

ア 入札書の提出日時

令和3年11月2日（火）午後1時30分

イ 入札書の提出場所

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25
茨城県道路公社会議室（茨城県開発公社ビル6F）

ウ 開札の日時

上記アに同じ

エ 開札の場所

上記イに同じ

オ その他

入札書の提出時に、上記5(4)により交付された確認通知書を提示し、同書に指示された書類がある場合は当該書類を提出すること。

(3) 入札金額は、月額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方

消費税抜き金額)を入札書に記載すること。

- (4) 入札の執行回数は、初回を含めて2回を限度とする。
- (5) 開札を行った場合において、入札参加者又はその代理人の行った入札のうち、予定価格の制限に達した入札がないときは、再度入札を行う。したがって、再度入札に参加する意志のある入札参加者又はその代理人は、入札時に再度入札のための入札書を持参すること。
- (6) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合もある。
- (7) 入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正部分を二本線で消し押印すること。
なお、入札金額を訂正した入札書の使用はできない。
- (8) 提出した入札書の引換え又は変更することはできない。
- (9) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することが困難であると認められたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。

(10) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(11) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
 - ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
 - イ 指定の日時までに入札書が提示されないとき
 - ウ 記名押印を欠くとき
 - エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
 - オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき
 - カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
 - キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
 - ク 代理人が委任状を持参しないとき
 - ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき
- (2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 一般競争入札参加等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (4) 入札時点において4に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 その他

- (1) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に納入期限の変更が生じることのないよう、作業工程、在庫等の状況を十分に検討すること。
- (2) 受注者の事由により納入期限の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。

入札物件仕様書

1 物件名 道路パトロール車 1台 (新車)

2 仕様等

(1) リース方式 メンテナンスリース

(2) リース自動車の仕様

- ・ 全長 4 4 0 0 mm 以下
- ・ 全幅 1 6 9 5 mm 以下
- ・ 全高 1 9 0 0 mm 以下
- ・ 最低地上高 1 5 0 mm 以上
- ・ 荷室内寸法 長 1 9 0 0 mm 以上 (5名乗車時 1 1 2 5 mm 以上)
- ・ 荷室内寸法 幅 1 4 9 5 mm 以上
- ・ 荷室内寸法 高 1 3 0 0 mm 以上 (5名乗車時 1 3 0 0 mm 以上)
- ・ 車両重量 1 3 0 0 kg 以下
- ・ 乗車定員 2 / 5 人以上
- ・ 最小回転半径 5 . 5 m 以下
- ・ ボディタイプ
- ・ 駆動方式 バン 2WD
- ・ エンジン形式 ガソリン車
- ・ ミッション オートマチック車
- ・ 総排気量 1 5 0 0 c c クラス以上
- ・ フロア数 低床
- ・ ドア数 5 ドア
- ・ ルーフ 標準ルーフ
- ・ 助手席 S R S エアバック 1 式
- ・ フロアマット 1 式
- ・ サイドバイザー 1 式
- ・ エアコン 1 式
- ・ A M ・ F M 電子チューナー付ラジオ 1 式
- ・ デッキマットの小 1 式
- ・ 後席シートベルト取付 1 式
- ・ ワイヤレスドアロックリモートコントロール 1 式
- ・ パワーウインドウ (運転席・助手席) 1 式
- ・ N A V I (バックモニター付・純正品に限る) 1 式
- ・ ポータブル型でないこと・T V 受信が出来ないこと
- ・ ドライブレコーダー (前後) 1 式
- ・ (ユピテル製 S N - T W 7 0 D 同等品以上とする)
- ・ 月平均走行距離 約 3 , 0 0 0 km
- ・ 残価の精算無し

3 車体色 指定色全塗装 (道路パトロールカー仕様)
 塗装要領は、国土交通省道路維持作業車に準ずる。
 (道路交通法施行規則第6条の2 (道路維持作業用自動車の塗色) 及び
 昭和53年12月1日 道路局長通達「道路交通法等の一部改正に伴う
 道路管理上の措置等について」に則すること。
 前後バンパー部の赤白ストライプ塗装は、別紙 図1のとおりとする。

4 文字入り 「道路パトロールカー」(車体側面両側の白色帯部に黒文字)
 フォントは丸ゴシック体とする。
 文字入れに係る塗装部分については、カッティングシートによる貼付可。

5 照明装置類 A Z S - M 1 L N F Y - Y Y - 0 0 N (パトライト)
 回転等は、運転室上部に堅固に取付、回転等の重量、振動に耐える
 よう取付部分に必要な補強を行うものとする。

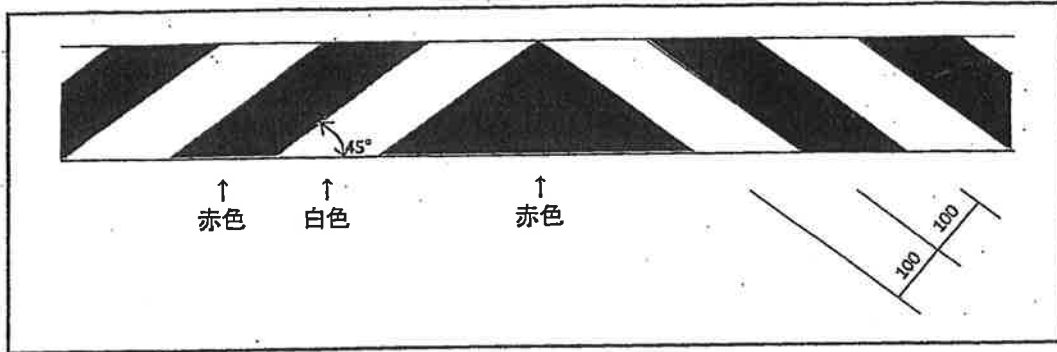
6 特記事項 (リース料には以下の費用を含むものとする。)
 メンテナンスリースに含まれる事項
 ・ 自動車税・重量税・自賠責保険料・継続車検整備・法定点検整備・
 定期点検 (6ヶ月毎)・一般消耗品交換 (プラグ・電球・ファンベルト等)
 油脂交換・補充 (10,000km又は3ヶ月)・故障修理 (パンク修理含む)・バッテリー交換
 ・ 夏タイヤ支給 (フリー)・冬タイヤ支給 (フリーでスチールホイール付で夏タイヤ
 及び冬タイヤ交換含む)・自動車取得税・登録費用

7 納車期限 令和4年3月1日 (火) までとする。

参考車種 トヨタ・・タウンエースバン 日産・・NV200バネットバン

図1

バンパー部ストライプ (線幅単位 : mm)



(共通様式1)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

茨城県道路公社 理事長 鯉淵宏一 殿
(総務部総務課扱い)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

令和〇年〇月〇日付けで公告のあった道路パトロール車の賃貸借に係る一般競争入札に参加したので、入札に参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 物品調達等競争入札参加有資格者登録番号 No.
- 2 添付書類
 - ・ 物品納入証明書
 - ・ アフターサービス・メンテナンス体制証明書
 - ・ 入札説明書の4(6)、(7)及び(8)に対する申出書

(共通様式2)

物品納入証明書

令和 年 月 日

茨城県道路公社 理事長 鯉淵宏一 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

令和〇年〇月〇日付け入札公告に示された調達物品の仕様に適合した物品及び数量を納入期限内に納入することを証明いたします。

記

1 納入物品及び数量

2 納入期限

3 納入場所

(共通様式3)

アフターサービス・メンテナンス体制証明書

令和 年 月 日

茨城県道路公社 理事長 鯉淵宏一 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

令和〇年〇月〇日付け入札公告に示された物品調達については、下記のとおり迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること及び入札物件仕様書の特記事項を含むメンテナンスリースを行っていることを証明いたします。

記

アフターサービス・メンテナンス体制図（詳細に記載すること。）

(参考資料1) 入札説明書の4(6)、(7)及び(8)に対する申出書

申 出 書

令和 年 月 日

茨城県道路公社 理事長 鯉淵宏一 殿
(総務部総務課扱い)

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の名称並びに代表者の氏名)

私は、以下のことを申し出ます。

- 1 破産法(令和16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- 2 会社更生法(令和14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(令和11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- 3 茨城県暴力団排除条例(令和22年茨城県条例第36号)第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - (1) 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

賃貸借契約書（案）

賃借人茨城県道路公社（以下「甲」という。）と貸貸人 ○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により自動車の賃貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 乙は、その所有する仕様書記載の自動車（以下「貸借物件」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（契約期間等）

第2条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、登録年月日から○年○月○日とする。ただし、この契約期間中であっても、甲において必要がなくなった場合又は甲において翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、乙は、甲に対しこれによって生じた損害の賠償を請求することができない。

（貸借物件の引渡し）

第3条 乙は、契約期間の初日に貸借物件を甲の指定する場所において甲に引き渡さなければならない。

（賃借料）

第4条 貸借物件の賃借料は、月額○○○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、契約期間の始期及び終期が月の中途にかかるときは、当該月分の賃借料は、日割計算によって算定した額とする。

2 賃借料は、貸借物件に対する公租公課の変動その他経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

（賃借料の支払）

第5条 甲は、乙の請求に基づき、当該請求を受けた日から30日以内に、賃借料を支払うものとする。

（貸借物件の管理）

第6条 甲は、貸借物件、善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

（貸借物件の保守等）

第7条 乙は、貸借物件が当初の機能を保つよう、乙の負担において保守を行うものとする。ただし、甲の故意又は過失によって修理等の必要が生じた場合に要する費用は、甲の負担とする。

2 乙は、前項の保守に係る費用のほか、車検に要する費用その他の費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により乙が行う保守及び前項の規定により乙が負担する費用の内容は、仕様書記載のとおりとする。

4 乙は、あらかじめ甲の同意を得た上で、第1項の保守を第三者に委託することができる。

（貸借物件の瑕疵）

第8条 甲は、貸借物件に隠れた瑕疵があった場合は、直ちに、書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに、乙の責任において、貸借物件を正常に使用できるように修繕するものとする。

3 甲は、前項の規定による修繕に要する費用を一切負担しないものとする。

4 甲は、貸借物件に重大な瑕疵がある場合においてその修繕が困難なときは、乙に確認を求めた上で、この契約を解除することができる。

(貸借物件の滅失等)

第9条 甲は、貸借物件について、滅失等により、乙の所有権が回復する見込みがない場合又は修繕が困難な場合には、乙に確認を求めた上で、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときは、乙は甲にその賠償を請求できるものとする。ただし、当該滅失等が甲の故意又は過失によるものでないときは、この限りでない。

(貸借物件の現状変更)

第10条 甲は、貸借物件について次の行為をしようとするときは、あらかじめ乙の書面による承諾を得るものとする。ただし、乙がその必要はないと認めたときは、この限りでない。

(1) 装置、部品又は付属品を、貸借物件に取り付け、貸借物件から取り外し、又は取り替えること。

(2) 貸借物件を改造すること。

(保険)

第11条 乙は、契約期間中は、継続して仕様書に定めるところにより、自動車損害賠償任意保険に加入するものとする。

2 前項の自動車損害賠償保険に要する費用は、全て乙の負担とする。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意又は過失によって貸借物件に損害を与えた場合は、その賠償を請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。この場合において、前条第1項の自動車損害賠償任意保険に補填される額は、当該損害賠償の額から控除するものとする。

3 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(貸借物件の譲渡時の措置)

第13条 乙は、契約期間中に貸借物件を第三者に譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得た上で、甲が貸借物件をこの契約と同一の条件で使用できるよう措置するものとする。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、書面により通告した上で、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により損害が生じたときの賠償に必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、乙が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次の各号のいずれかに該当する者であると判明したときは、何らかの催告を要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- 4 前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときであっても、甲は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(貸借物件の返還等)

第16条 甲は、貸借物件を返還するときは、甲の費用により原状に回復するものとする。ただし、甲乙協議の上で、現状のまま返還することができる。

2 この契約の終了に伴い生じた返還に要する費用は、乙の負担とする。

(契約費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第18条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関し甲乙又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

○年○月○日

甲 茨城県水戸市笠原町978番25
茨城県道路公社
理事長 鯉淵 宏一

乙